

Q

11

後見人と被後見人の利益が相反する場合

被後見人は、後見人である私の1人息子です。私の夫が死亡したため、遺産分割を行うことになりましたが、手続の際に司法書士から「利益相反になるので特別代理人の選任が必要」と言われました。これはどういう意味ですか。



A

後見人が、自分の立場と被後見人の法定代理人の立場を兼ねる場合、利益相反になります。このような場合には、その手続のために特別代理人を選ぶ必要があります。

【利益相反が生じた場合】

後見人・被後見人の双方が相続人となる遺産分割の場合、後見人はその気になれば、自分の取り分を多くし、被後見人の取り分を少なくすることも考えられます。このような関係のことを「利益相反」と言います。

後見人と被後見人の立場が重なり、利益相反になると、被後見人の利益が守られない事態も想定されることから、後見人以外の人を被後見人の代理人（特別代理人）として選任する必要があります。

ただし、後見監督人が選任されている場合は、特別代理人を選任する必要はありません。後見監督人が被後見人の代理人になるからです。

【特別代理人選任に当たって】

「特別代理人選任」の申立ての際には、利益相反の関係に当たる行為について具体的に記載していただきます。遺産分割などの場合は、遺産分割協議案を添付していただいています。

特別代理人は、その手続だけのために選ばれるものですから、手続が終われば、当然に任務は終了します。